

NEOS メンバーカードご入会ありがとうございます

会員規約

第 1 条(会員資格)

会員とは、本会員規約を承認の上、笹尾商工株式会社アウトドアショップ NEOS(以下「当社」という)に入会を申し込まれ、所定の手続きを完了された方をいいます。

第 2 条(カードの発行・貸与)

- 1) 当社は、会員に対し、NEOS メンバースカード(以下「メンバースカード」という)を貸与します。
- 2) メンバースカードはご本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡した場合は無効となります。
- 3) メンバースカードの発行費用は 500 円です。年会費は永年無料です。

第 3 条(会員特典)

- 1) 当社が定めるポイントをお買い上げ毎に発行いたします。
- 2) ポイントはお買上 100 円(税込)以上の場合に発行いたします。
- 3) ポイントはお買上 100 円(税込)につき、1 ポイント発行いたします。
※セール内容等によってはポイントの発行条件が変更になる場合もございます。
- 4) 累計ポイントが 500 ポイントになりますと、500 円割引として使用できます。交換したポイントは、積み立てポイントから自動的に差し引かれます。
- 5) ポイント対象外の商品もございます。(作業工賃、配送料、手数料、イベント代金など)
- 6) 特典の内容は、予告なく変更になる場合もあります。

第 4 条(メンバースカードの紛失・破損・再発行)

- 1) メンバースカードの紛失、破損または盗難にあわれた場合は、すみやかにお申し出ください。所定の手続きにより再発行いたします。
- 2) メンバースカードの紛失、盗難により再発行を希望される場合、それまでに積み立てたポイントは失効いたします。
- 3) カードの破損の場合、旧カードと引き換えに新しいカードを再発行します。この場合、これまでに積み立てたポイントは引き継ぎ致しますので、会員ご本人である事を確認できる身分証明書(運転免許証など)をご持参のうえ、再発行の手続きをおこなってください。
- 4) 再発行にはカード発行手数料として 500 円を頂きます。

第 5 条(退会)

- 1) 会員が都合により退会される場合は、NEOS 店舗にメンバースカードをご返却ください。退会に伴い会員が退会時まで積み立てたポイントは失効するものとします。

第 6 条(会員資格の喪失)

- 1) 会員が本規約に違反した場合は、ただちに会員資格を喪失するものとし、それまでに積み立てたポイントは失効するものとします。